

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（令和3（2021）年4月1日号）

【今月号の内容】

- 令和3年4月から中小企業においても同一労働同一賃金の導入が義務づけられます
- 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」が公表されました
- 休暇をとって、春を感じませんか？
- 家内労働委託状況届の提出は4月30日まで
- 栃木県電気機械器具製造業最低工賃が4月20日に改正されます
- 「とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕」を策定しました
- 「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（第2期）」を策定しました
- 「働き方改革好事例集」を作成しました
- 令和2（2020）年度「男女生き生き企業」表彰企業紹介リーフレットができました！
- 男女共同参画セミナー県民講座の開催
- パルティ前期講座 4月2日（金）より受付スタート！

令和3年4月から中小企業においても同一労働同一賃金の導入が義務づけられます

「同一労働同一賃金」は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。

令和3年4月から中小企業においても同一事業内において正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されますので準備を進めてください。
※大企業においては令和2年4月から適用されています。

詳細は厚生労働省HP（↓）を御覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」が公表されました

厚生労働省において、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の改定が行われ、3月25日に公表されました。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/shigoto/guideline.html

休暇をとって、春を感じませんか？

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

家内労働委託状況届の提出は4月30日まで

家内労働法第26条、同法施行規則第23条により、家内労働者（内職者）へ業務を委託した場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の委託状況について、4月30日までに労働基準監督署を経由して栃木労働局に委託状況届を提出することが定められています。

（お問い合わせ先）

栃木労働局労働基準部貸金室 028-634-9109

又は最寄りの労働基準監督署

栃木県電気機械器具製造業最低工賃が4月20日に改正されます

令和3(2021)年4月20日、栃木県電気機械器具製造業最低賃金が下記のとおり改正発行されます。

○適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務の委託する委託者

○最低工賃額

品目：コネクター

工程：差し（電線の末端に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）

規格：リード線について行うもの

金額：1ピンにつき 46 銭

（お問い合わせ先）

栃木労働局労働基準部賃金室 028-634-9109

又は最寄りの労働基準監督署

「とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕」を策定しました

令和3(2021)年2月16日に「とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕」を策定しました。

男女共同参画社会基本法に基づき、県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取組内容を示しています。

令和3(2021)年度からこのプランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策に取り組みます。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/r2danjoplankouhyou.html>

「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（第2期）」を策定しました

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する都道府県推進計画として、令和3（2021）年度から7（2025）年度までの5年間を計画期間とする「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（第2期）」を策定しました。

本計画に沿って、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置や環境整備に取り組んで参りますので、引き続き御協力をお願いいたします。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/jyoseikatsuyaku.html>

「働き方改革好事例集」を作成しました

県では、県内企業・事業所における働き方改革の取組を支援するために、「働き方改革好事例集」を作成しました。

本好事例集では、令和2（2020）年度に開催した働き方改革セミナーの概要及び県内企業の働き方改革に関する取組を紹介しています。是非御覧ください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/hatarakikatakaikaku.html>

令和2（2020）年度「男女生き生き企業」表彰企業紹介リーフレットができました！

県では、女性の活躍推進や働き方の見直しに積極的に取り組んでいる県内企業等を「男女生き生き企業」

として認定し、さらに認定を受けた企業等の中から優れた取組を行っている企業等を表彰しています。

このたび、優秀賞を受賞した企業の取組や成果などを紹介するリーフレットを作成しましたので、みなさまの企業や団体等での取組の参考になれば幸いです。

ぜひご覧ください。

なお、令和3（2021）年度「男女生き活き企業」表彰は4月下旬頃募集を開始する予定です。募集開始については、とちぎウーマンナビでお知らせします。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.tochigi-woman-navi.jp/topics/page.php?id=1303>

男女共同参画セミナー県民講座の開催

とちぎ男女共同参画センターでは、「男女共同参画セミナー県民講座」を次のとおり開催いたします。是非お申込みください。

- 日 時 5月15日（土）13:30～15:30
- 開催方法 Zoomを使用したオンライン講座
- テーマ かあちゃん、南極で調理隊員になる
～極限世界での1年4か月～
- 講師 元南極地域観測隊員 渡貫 淳子 氏
- 参加対象 どなたでも
- 参加料 無料
- 定 員 80名（先着順）
- 申込締切 5月7日（金）
- 申込方法 HP、またはチラシ内QRコードよりお申込みください。
詳細はこちら（↓）を御覧ください。

https://www.parti.jp/kouza/index_01.html

（お問い合わせ先）

とちぎ男女共同参画センター 事業推進課 028-665-8323

パーティ前期講座 4月2日（金）より受付スタート！

パーティ「令和3（2021）年度前期講座」受付を開始します！

とちぎ男女共同参画センター（愛称：パーティ）では、性別にかかわらず、誰もが生き生きと暮らせる社会をつくるため、さまざまな講座を開催しています。4月2日（金）から申し込みの受付を開始しますので、皆さんのお申し込みをお待ちしております！
詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<https://www.parti.jp/kouza/index.html>

（お問い合わせ先）

（公財）とちぎ男女共同参画財団 028-665-7706

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信配信停止」と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225